

# JAたじまは 平成25年度決算より、 事業利用分量配当制度を 導入します。

事業利用分量配当とは、組合員の事業利用によって生み出された剰余金を、その利用分量に応じて組合員に還元(配当)する制度です。



## 事業利用分量配当制度の概要

	信用事業	共済事業
対象となる方	・出資組合員 ※正・准組合員を問わず、年度末(平成26年3月31日)時点で組合員の方が対象となります。(出資名義人本人)	
対象となるお取引	・貯金、定期積金 ・貸出金 ※ご本人名義のお取引に限ります。	・長期共済 終身共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、介護共済、がん共済、年金共済、定期生命共済、建物更生共済 ※ご本人名義の契約に限ります。※フォルダー登録が必須となります。
取引量の考え方	・貯金関係お取引の年間平均残高の合計 ※定期積金は掛込済金額の年間平均残高となります。 ・貸出金支払利息額	各共済契約額(保障金額)の合計 ※配当の基となる保障金額は、各共済の保障金額に、それぞれ一定の換算率を掛けたものを合計したものです。
お取引対象期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日	平成26年2月28日時点のご契約内容 ※決算処理の関係上、2月末日時点のお取引を対象とさせていただきます。

- ◆配当金のお支払いの対象は、出資組合員本人名義のご利用・ご契約に限ります。本人以外のご家族名義のご利用・ご契約は、対象とはなりません。
- ◆現在JA事業をご利用されている組合員でない方も、出資して組合員になっていただければ事業利用分量配当の対象となります。(1口1万円、上限300口)
- ◆事業利用分量配当金額は、対象となる事業利用量に対してそれぞれ一定の金額を掛けて算出します。
- ◆従来の出資配当も行います。
- ◆具体的な出資配当率及び事業利用分量配当の金額は、平成25年度の決算結果に基づく剰余金処分案として平成26年度総代会に上程します。
- ◆配当金のお支払い時には、配当金額の明細を記載した配当金支払通知書をお送りします。(平成26年7月送付予定)
- ◆配当金のお支払いは、出資配当金の振込口座と同じ口座へ振り込みます。
- ◆営農経済事業については、事業利用分量配当の対象外となりますが、ポイントカードによる還元や大口・部会奨励などを行います。